詔（のり）
多陀用幣流（ただよへる）
修理（おさめつくり）
固成（かためなす）
而（て）
許袁呂（こをろ）
畫＝画
天降（アマオリ）とアモリ
見立

# 古事記 上巻（かみつまき）より

ここにあまつかみもろもろのみこともちて　いざなぎのみこと　いざなみのみことふたはしら

於レ是天神諸命以詔三伊邪那岐命伊邪那美命二柱

のかみに　このただよへるくにをおさめつくりかためなせとのりて　あめのぬぼこをたまひて

神修‐理二固‐成二是多陀用幣流之國一　賜二天沼矛一而

ことよさしたまひき　かれふたはしらのかみ（立を訓じてたたしという）あめのうきはしにたたして　その

言依賜也　故二柱神立二（訓レ立云多多志）天浮橋一而指‐下二其

ぬぼこをさしおろしてかかせば　しおこをろこをろに（この七字音を以てす）かきなして（鳴を訓じてなしと云う）

沼矛一以畫者　鹽許々袁々呂々邇（此七字以レ音）畫鳴（訓レ鳴云那志）二

てひきあげしとき　そのほこのさきよりしたたりおつるしおのかさなりつもりてしまとなりき

而引上時　自二其矛末一垂落鹽之累積成レ嶋

これおのごろじま（淤より四字音を以てす）

是淤能碁呂嶋（自レ淤以下四字以レ音）

そのしまに　あめくだりまして　アモリマシテ（宣長）　あめのみはしらを／に　みたて　やひろどのを／に　みたて（たまひき）

於二其嶋一天降坐而見‐立二天之御柱一見‐立二八尋殿一